

第5章 生活排水処理基本計画

1 現状

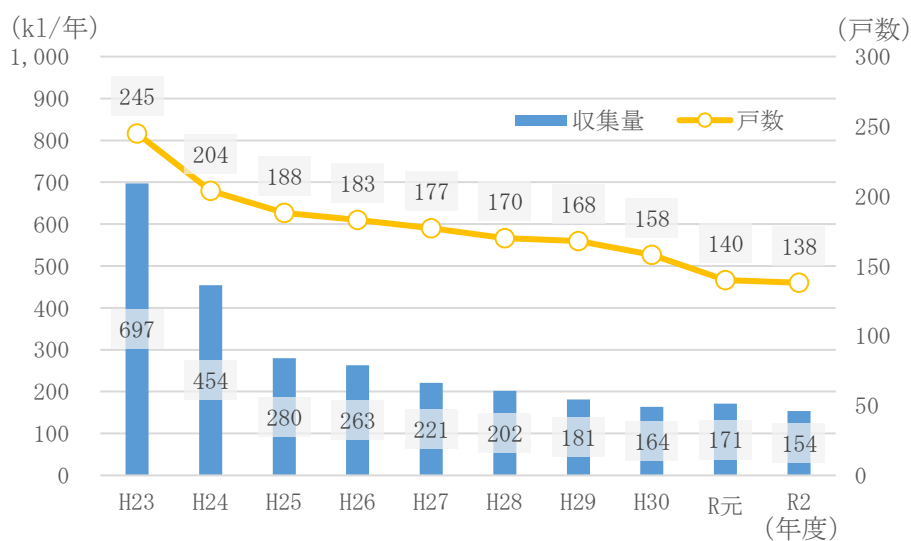


(1) くみ取りし尿

し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理しています。しかし、やむを得ない事情により水洗化できないものについては、区が収集を行っています。江戸川区内の収集戸数は令和2年度時点で138戸で、毎年収集量とともに減少傾向にあります。事業全体の効率化のため、収集戸数が少ない江東区の収集を区が行っています。

収集されたし尿は、品川区にある下水道放流施設（品川清掃作業所）に運搬されます。下水道放流施設では、しさ^{※1}などの不純物を取り除き、ばっき^{※2}を行ったうえで、下水道放流基準を満たす状態に希釈し、放流しています。下水道放流施設は、平成12年4月1日から東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営しています。

図5-1 し尿収集量および戸数の推移



※1 スクリーンによって除去された夾雑物、固形物の総称です。スクリーンかすともいいます。

※2 液体に空気を供給することをいいます。酸素を供給することで水中の微生物有機物の分解を促進させます。

(2) 浄化槽など

江戸川区内の浄化槽の設置状況については、浄化槽管理情報と実態に乖離が生じたため、平成30年度に浄化槽実態調査を行い、そのことに基づいて現在の浄化槽設置状況を確認しています。

なお、事業活動にともなって排出される「し尿混じりのビルピット汚泥」および「仮設便所のし尿」については、事業者の自己処理責任に基づき事業者が処理を行います。

図5-2 浄化槽設置基数の推移

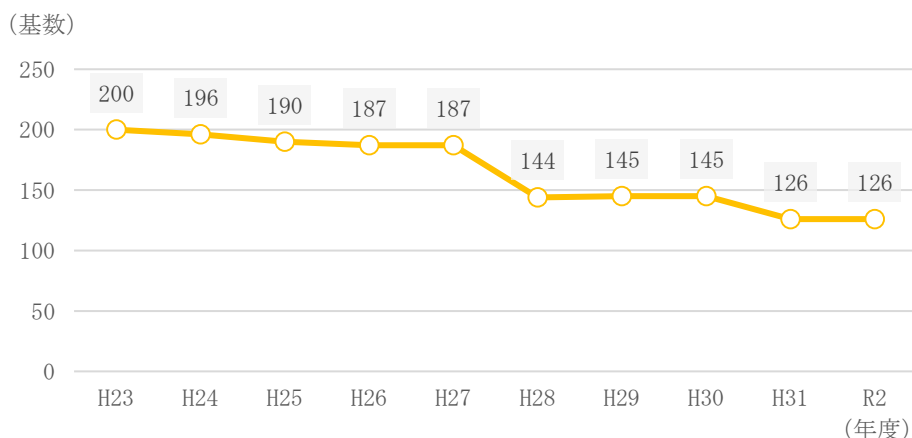
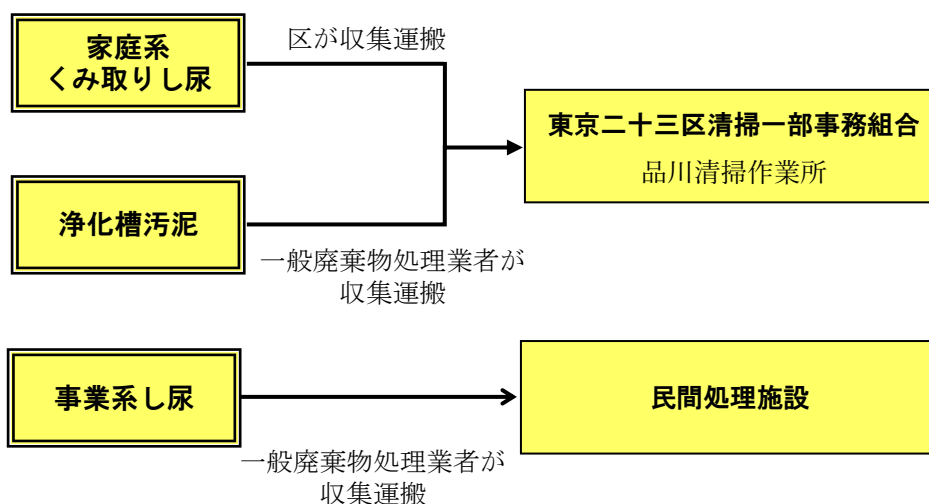


図5-3 し尿などの処理の流れ



2 今後の方針と具体的施策

下水道普及地域において、し尿を含む生活排水は、公共下水道によって処理できるように取り組んでいきます。下水道に接続していない場所においては、当面可能な限り生活排水の合併処理化を図り、汚濁負荷量の削減を図ります。

残存する一般家庭のくみ取りし尿については、より効率的な収集運搬体制を検討し、区が収集運搬を行い東京二十三区清掃一部事務組合が処分を行う体制を継続します。

なお、江東区のし尿の収集についても、引き続き江戸川区が委託を受けて実施します。

浄化槽は、その機能を維持するためには、定期的な清掃、保守点検などが必要です。浄化槽管理者に対して、その責務について周知します。また、不適正な管理者には、個別に指導を行います。